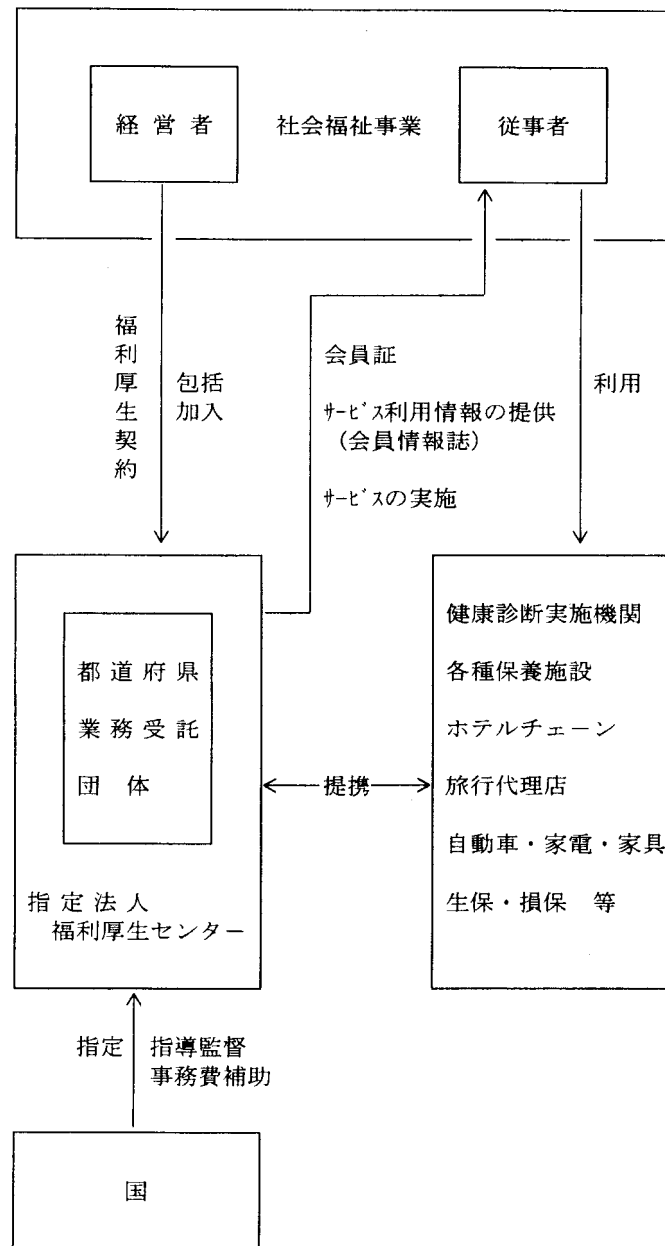


○ 福利厚生センターのイメージ



3. 介護保険制度における訪問介護の特定事業所加算の概要

- サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質の確保やヘルパーの活動環境の整備、中重度者への対応などを行っている事業所について加算

【特定事業所加算(Ⅰ)】

・体制要件、人材要件、重度対応要件のいずれにも適合する場合 ⇨ 基本単位数の20%を加算

【特定事業所加算(Ⅱ)】

・体制要件、人材要件に適合する場合 ⇨ 基本単位数の10%を加算

【特定事業所加算(Ⅲ)】

・体制要件、重度対応要件に適合する場合 ⇨ 基本単位数の10%を加算

※算定要件

〈体制要件〉

- ①事業所のヘルパー(登録者を含む。以下同じ。)に対して計画的に研修(外部研修の受講を含む。)を実施。
- ②サービス提供責任者が、ヘルパーに対し、サービス提供前に文書等確実な方法により、利用者に関する情報等の伝達を行うとともに事後に報告を受けていること。
- ③ヘルパーの健康診断等を定期的実施。

〈人材要件〉

- ①事業所のヘルパーについて介護福祉士の割合が30%以上。
- ②サービス提供責任者の全てが5年以上の経験を有する介護福祉士。

〈重度対応要件〉

当該事業所の訪問介護サービスの利用者(予防給付を含む。)のうち要介護4又は5の割合が20%以上

4. 訪問介護員等にかかる養成研修の概要

【訪問介護員養成研修】

課程・総時間数	形態	目的
1級 計：230時間	講義：84時間 演習：62時間 実習：84時間	2級課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、主任訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得すること（2級課程修了者が対象）。
2級 計：130時間	講義：58時間 演習：42時間 実習：30時間	訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術を修得すること。
3級 計：50時間	講義：25時間 演習：17時間 実習：8時間	訪問介護員が行う業務に関する基礎的な知識及び技術を修得すること。

※ 介護保険法に基づく訪問介護等、障害者自立支援法に基づく居宅介護に従事する要件として、各制度において規定しているが、内容、時間等については共通。

【介護職員基礎研修】

総時間数	形態	目的
計：500時間	講義： 演習： 実習：140時間	介護に従事する職員が行う業務全般に関する専門的な知識及び技術を修得すること。

※ 平成18年度から制度化。

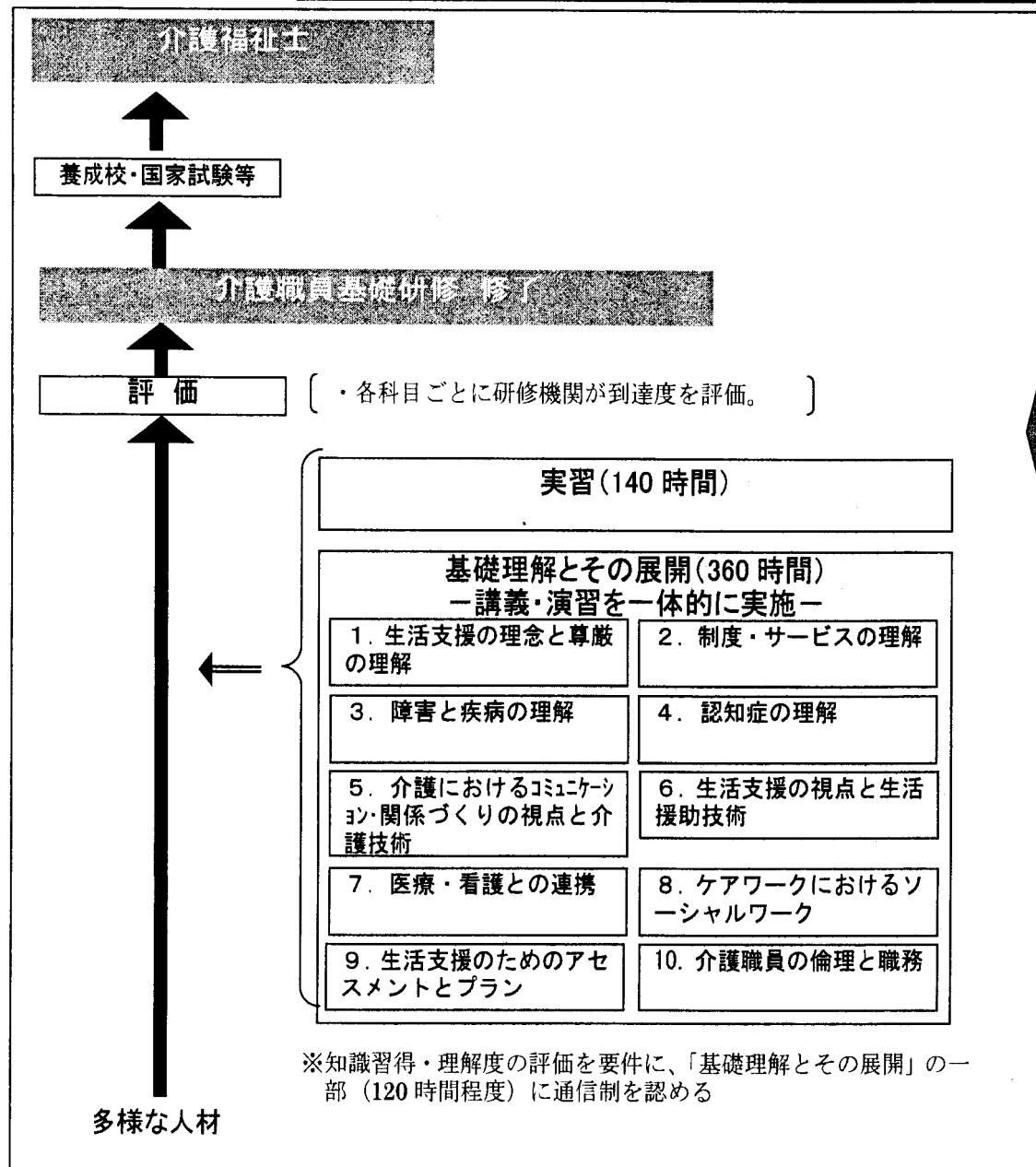
訪問介護員養成研修修了者数

年 度	養成課程修了者数（単位：人）			1 級～3 級の 単純合計
	1 級課程	2 級課程	3 級課程	
平成 3 年度	3,903	1,311	4,905	10,119
平成 4 年度	4,651	4,716	14,722	24,089
平成 5 年度	5,035	9,316	24,247	38,598
平成 6 年度	6,687	18,665	31,079	56,431
平成 7 年度	8,036	28,121	39,708	75,865
平成 8 年度	5,625	37,868	43,285	86,778
平成 9 年度	3,913	44,322	41,085	89,320
平成10年度	7,644	93,064	70,531	171,239
平成11年度	8,896	298,327	105,987	413,210
平成12年度	10,255	275,846	66,295	352,396
平成13年度	14,402	302,363	35,156	351,921
平成14年度	17,984	292,782	20,745	331,511
平成15年度	19,644	310,971	17,329	347,944
平成16年度	22,185	315,819	12,967	350,971
平成17年度	18,402	289,844	9,719	317,965
合 計	157,262	2,323,335	537,760	3,018,357

(注1)平成2年度以前の実施分については実態を把握していない。

(注2)各養成課程欄の数値は、1人の者について、年度をおって養成課程昇進(レベルアップ)を行っている場合、重複して計上される。

介護職員基礎研修(基礎的な介護職業教育)の概要



- ### 研修の目的・概要
- これから介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、プロとして職務にあたるうえでの基本姿勢、基礎的な知識・技術を習得させるとともに、今後、介護福祉士をめざしてより専門的な知識・技術を獲得していくための基盤を形成する。
 - 利用者の状況やケアモデルの変化を踏まえ、利用者の尊厳を保持し、生活全体を支援する個別的ケアの提供、認知症高齢者へのケア、医療・看護との連携やチームケア、地域を基盤としたケアに関する内容を充実。
 - これから就業するものが、ケアの理念の体得、技術習得できるよう、教育方法・時間数を拡充。
 - 講義と演習を一体的に展開。
 - 各研修機関において受講者の知識の理解度、介護技術の習得度を評価。
 - 介護福祉士養成カリキュラムとの一定の整合性に配慮。
 - 受講しやすくするための柔軟な研修展開。
 - 訪問介護員資格を保有する現任者等が受講する場合は、これまでの研修受講歴、実務経験等を十分に評価し、受講科目の免除等を行う。

5. 「介護サービス情報の公表」制度の概要

1. 制度の目的

介護保険制度における介護サービス事業者に対し、利用者の事業者選択に資する情報の公表を法律で義務付け、都道府県が公表を行うことにより、利用者が容易に事業者情報を入手できる環境を整え、適切な事業者選択が行われることを目的とする。(介護保険法第115条の29)

2. 実施主体

都道府県

3. 実施方法

- (1) 都道府県は、情報の公表の報告、調査、公表の計画を作成
- (2) 事業者は、報告計画に基づき公表すべき情報(基本情報、調査情報)を都道府県に報告
- (3) 都道府県(又は都道府県が指定する指定調査機関)は、調査計画に基づき事業所を訪問し調査情報を調査。
- (4) 都道府県(又は都道府県が指定する指定情報公表センター)は、基本情報及び調査の終了した調査情報を公表する。

4. 公表される情報

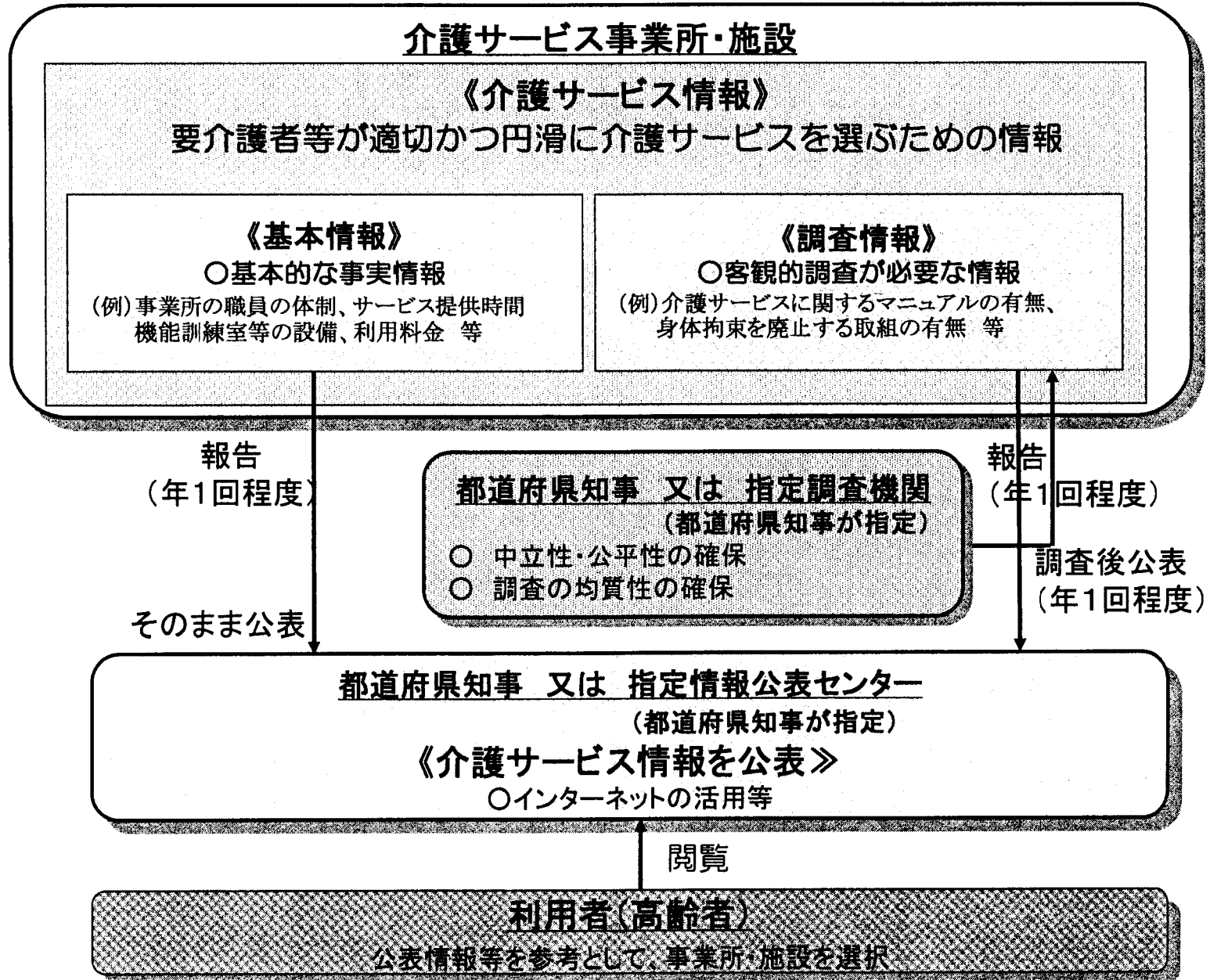
事実に基づく客観的な情報について、各事業所ごとに公表(年1回)
※平成19年4月現在12サービスが開始済み。順次開始予定。

- (1) 基本情報: 基本的な事実情報であり、公表するだけで足りるもの
例) 事業所の職員体制、設備、利用料金等
- (2) 調査情報: 事実かどうか客観的に調査することが必要な情報
例) 介護サービスに関するマニュアルの有無等

5. 公表の方法

インターネット等により公表

介護サービス情報の公表制度の仕組み



6. 福祉サービスの第三者評価推進事業の概要

1. 福祉サービス第三者評価事業の趣旨・目的

○ 意義

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する事業。

○ 目的

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

2. 福祉サービス第三者評価事業の推進方策

(1) 指針の策定

福祉サービス第三者評価事業の普及・促進を図るため、福祉サービス共通の第三者評価基準ガイドライン等の策定等を行い、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」を発出。（平成16年5月7日）

(2)「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の概要

○ 全国の推進組織

全国社会福祉協議会が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県推進組織に対する支援を行う。

○ 都道府県の推進組織

都道府県推進組織(※1)が、第三者評価機関認証委員会・第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証(※2)、第三者評価基準の策定(※3)、第三者評価基準結果の公表(※4)等を行う。

(※1)「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県が、都道府県の判断の下、設置する。

(※2)「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が認証要件を策定。

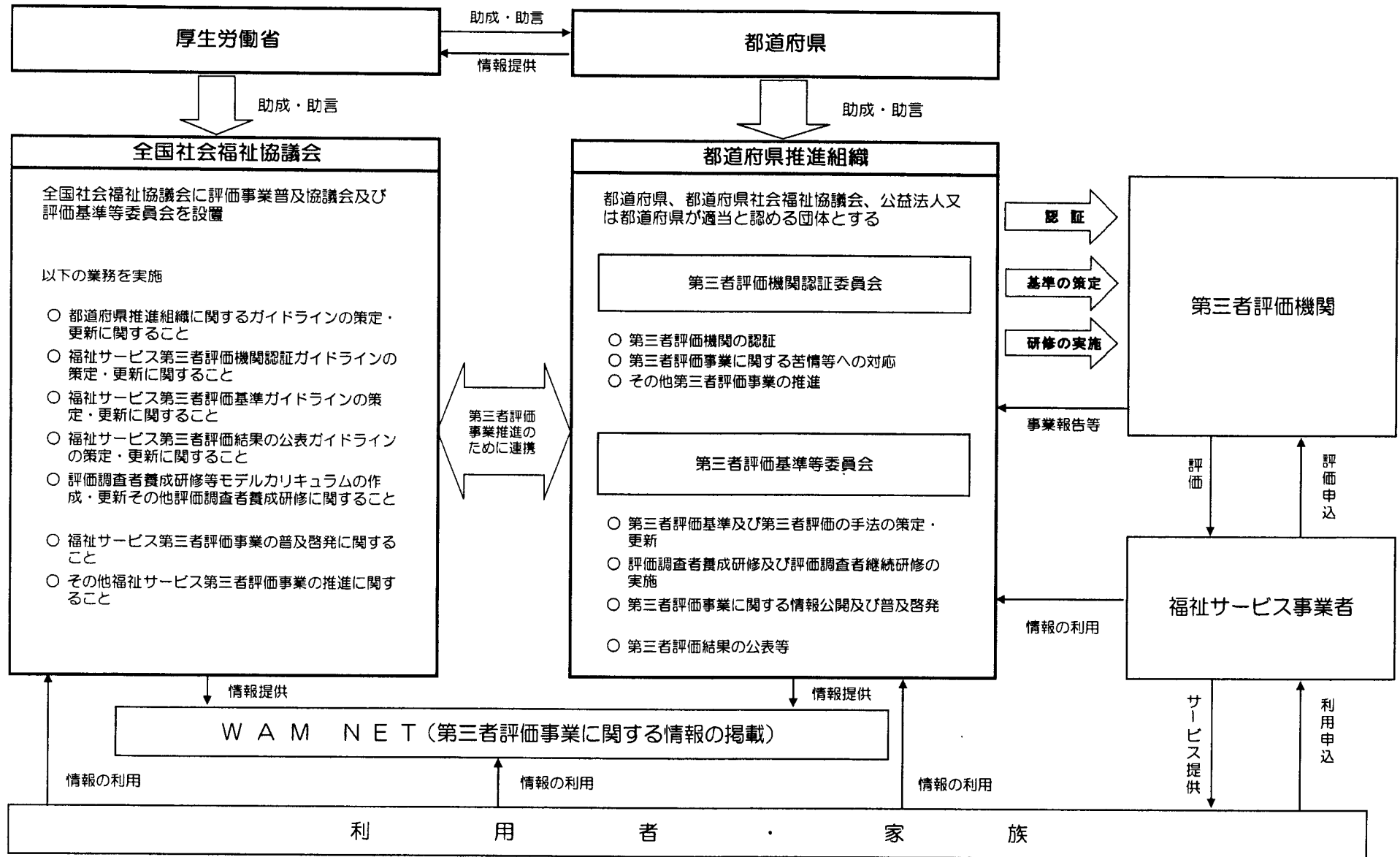
(※3)「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織が策定。

(※4)「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、都道府県推進組織・第三者評価機関が公表する。なお、第三者評価が受審事業者と評価機関との契約により行われることから、事業者の同意が得られない場合については、結果の公表は行わない。

3. その他

- 本指針に基づき福祉サービス第三者評価の受審・結果公表等を行うことが、社会福祉施設における運営費(措置費)の弾力運用が認められる要件の一つとされている。

福祉サービス第三者評価事業の推進体制



7. 平成19年度における介護労働者雇用管理改善等の関連施策の概要

1 介護労働者の雇用管理の改善等

(1) 雇用管理の改善のための相談援助事業

- 雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供等の実施。

(2) 人材確保等支援助成金

① 介護基盤人材確保助成金

認定介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、特定労働者(訪問介護員1級等の資格を有し、1年以上の実務経験を有する者等。上限3名まで。)を新たに雇い入れた場合、雇い入れた労働者の賃金の一部を助成する(上限70万円)。

② 介護雇用管理助成金

認定介護関連事業主が新サービスの提供等を行うのに伴い、採用などの人的管理、就業規則・賃金規程などの諸規定整備、健康診断、教育訓練などの雇用管理改善のための事業を実施した場合、その費用の一部を助成する。

2 介護労働者の能力の開発及び向上

(1) 介護労働安定センターにおける教育訓練の実施

(2) 公共職業能力開発施設及び民間の委託施設における職業訓練の実施等

3 介護分野における労働力需給調整機能の整備、強化

(1) 公共職業安定所による労働力需給調整機能の強化

福祉重点ハローワークで、福祉関係業務に係る職業紹介、福祉関係就職面接会等を実施。